

苫前町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

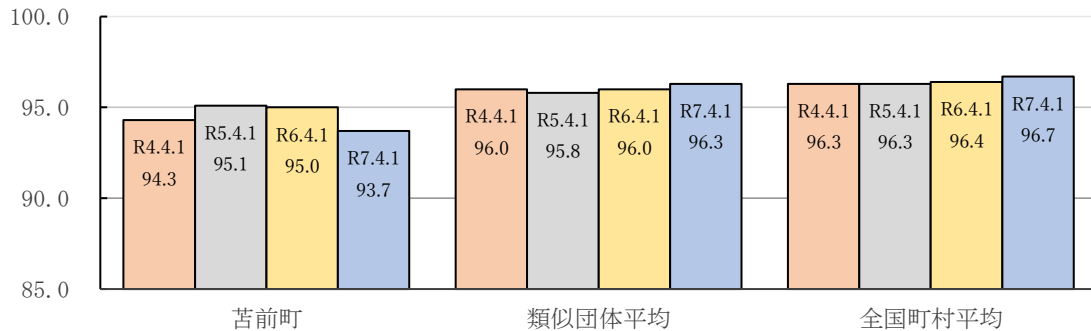
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5 年度の 人件費率
令和 6年度	人 2,666	千円 4,382,815	千円 145,234	千円 644,556	% 14.7	% 13.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 59	千円 231,793	千円 39,489	千円 95,824	千円 367,106	千円 6,222	千円 5,732

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

（苫前町は、人事委員会を設置していないため、記載しておりません）

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 ~~未実施~~] 実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号級をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

苫前町は該当ありません。

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日

(6) 特記事項

平成18年度から、一般職員（教育長を除く）の給料月額について、苫前町職員の給与に関する条例に定める額に対して3%の独自削減を実施し、更に20年度からは削減率を5%として、これを基本に計算される手当（退職手当を除く）にも反映。

なお、独自削減は、財政状況が改善したことから、平成23年12月をもって終了した。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
苫前町	44.3歳	324,141円	333,532円	354,663円
北海道	42.4歳	327,900円	397,258円	371,498円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.3歳	312,088円	356,051円	342,249円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		苫 前 町	北 海 道	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,800 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	300,600 円	349,550 円	383,200 円	385,275 円
	高校卒	319,400 円	324,550 円	356,133 円	380,633 円

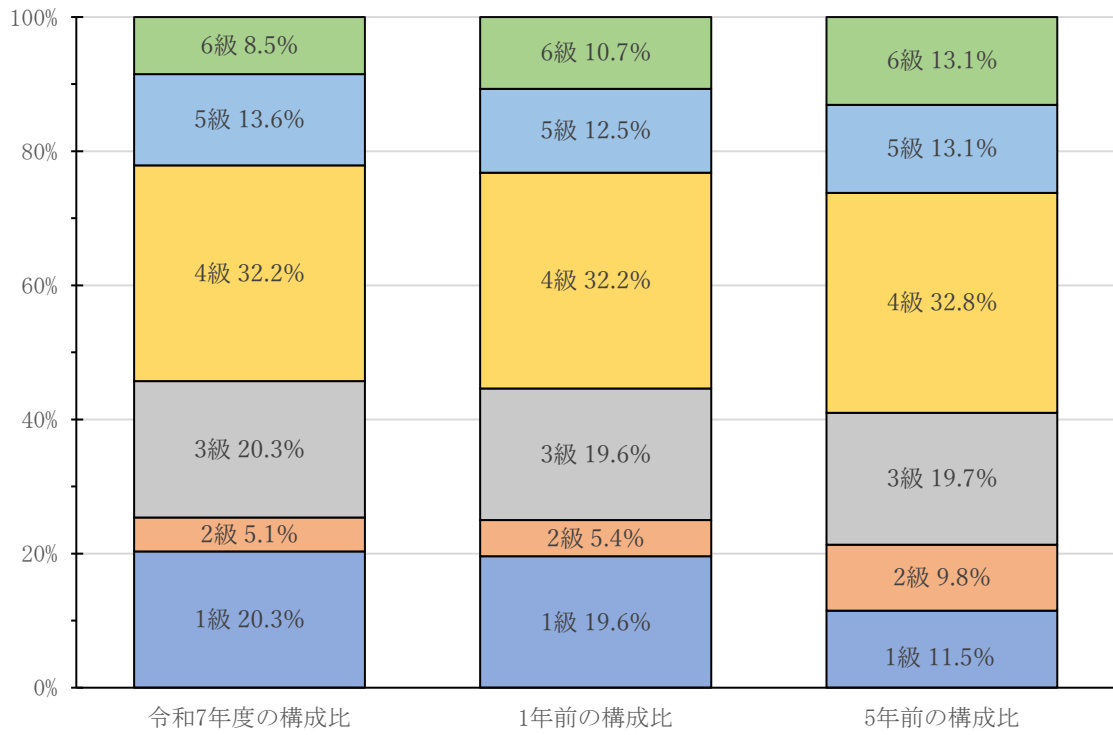
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事、技師、保健師、栄養士、介護支援専門員、主事補及び技師補の職務 2 定型的な業務を行う職務	12人	20.3%	183,500 円	258,100 円
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3人	5.1%	230,000 円	308,500 円
3級	1 係長、保健師長又は主査の職務 2 困難な業務を行う主任介護支援専門員又は主任栄養士の職務	12人	20.3%	265,300 円	354,700 円
4級	1 課長補佐、次長、技幹又は主幹の職務 2 特に困難な業務を行う係長、保健師長又は主査の職務 3 特に困難な業務を行う主任介護支援専門員、主任栄養士の職務	19人	32.2%	298,800 円	386,100 円
5級	1 会計管理者の職務 2 課長、室長、支所長、技師長、参事、教育委員会の課長、議会事務局の長、公民館の長又は農業委員会の事務局長(以下「課長等」という。)の職務 3 困難な業務を行う課長補佐、次長、技幹又は主幹の職務	8人	13.6%	321,300 円	398,200 円
6級	1 会計管理者の職務(2の職務との均衡上特に必要がある場合) 2 困難な業務を処理する課長等の職務	5人	8.5%	355,200 円	415,700 円

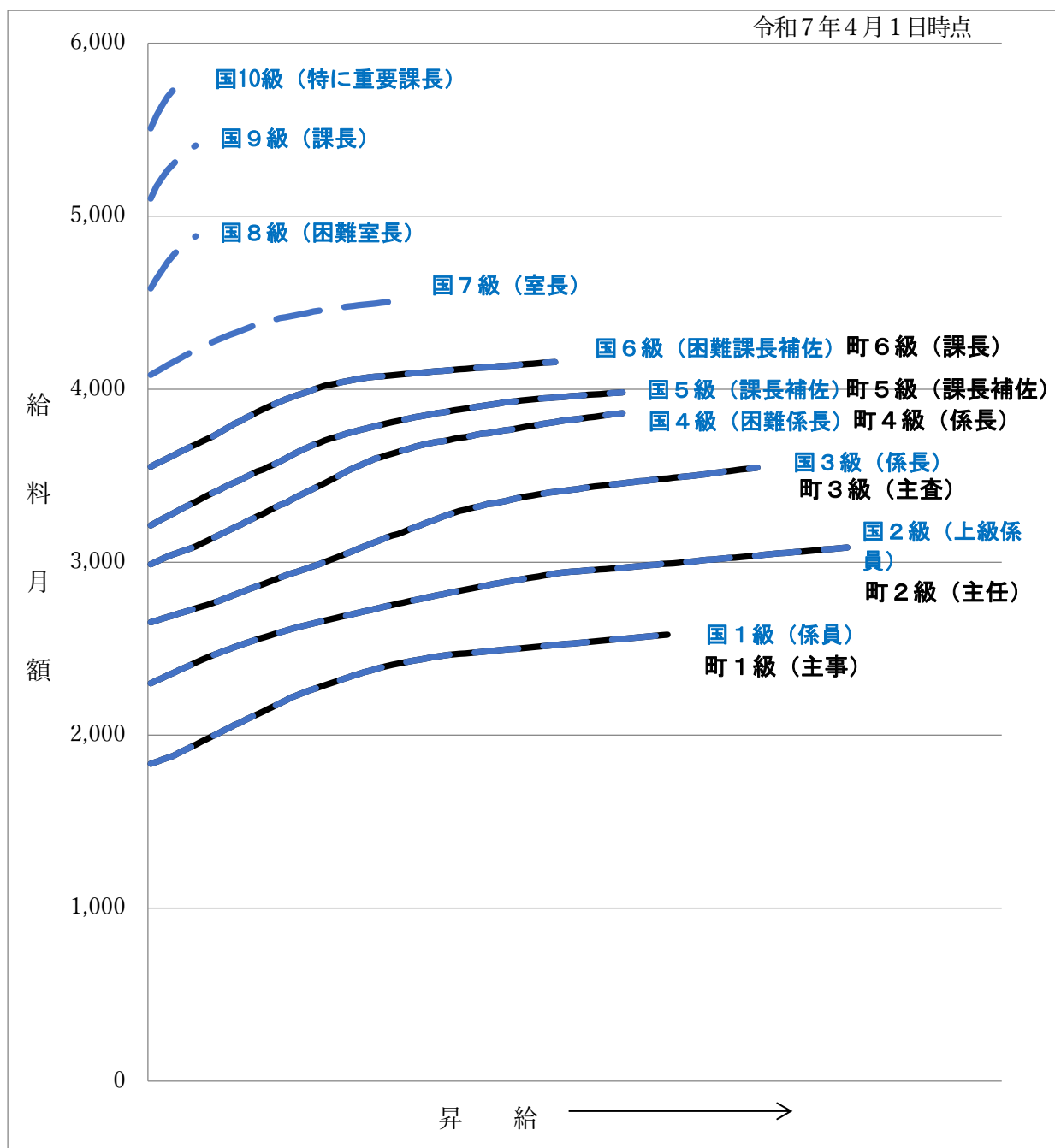
(注) 1 苫前町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一） 令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（苫前町）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

苫 前 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,624 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,789 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.40)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.40)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.40)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（苫前町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

苫 前 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 2～45%加算			・定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給額 5,216 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

※苫前町は地域手当の支給はありません。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		0 %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに黄熱、結核及びハンセン症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員		0 千円	1日につき500円
死体処理作業手当	死体の処理作業に従事した職員		0 千円	1日につき2,000円
除雪作業従事手当	運転技術員が午後5時から翌日の午前6時までの間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下において行う除雪車による除雪作業に従事したとき		0 千円	1時間につき60円
異常圧力内作業手当	職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき		0 千円	1時間につき、潜水深度に応じて310円から1,500円の範囲内の額
牛馬取扱手当	牛馬に行うピロプラズマ等の予防接種作業に従事したとき		0 千円	1日につき230円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	14,629 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	305 千円
支給実績（令和5年度決算）	12,471 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	260 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ○配偶者 3,000円 ○子 11,500円 ○配偶者、子以外 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ		千円 7,530	円 251,300
住居手当	住居等を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ○借家等 家賃の1/2以内 (上限28,000円)	同じ		千円 5,334	円 222,254
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関利用又は自動車等により通勤することを常例とする職員に支給 ○交通機関利用 運賃相当額 (上限55,000円) ○自動車等利用 2,000～31,600円	同じ		千円 1,078	円 53,880
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ○課長等 給料月額8% ○課長補佐等 給料月額6%	異なる	役職に応じ 6～8%	千円 6,458	円 339,892
休日勤務手当	祝日及び年末年始に正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・支給額=1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間数	同じ		時間外勤務手当に含む	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額=1時間当たりの給与額 ×25/100×勤務時間数	同じ		千円 0	円 0
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間、休日等に本来の勤務に従事しないで行う宿日直業務に従事した職員に支給 ・勤務1回につき4,400円 ※ 5時間未満の日直(半日直)の場合は、2,200円	異なる	特別の宿日直定めていない	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した管理職員に支給 ○課長等 6,000円 ○課長補佐等 4,000円 ※ ただし、勤務した時間が6時間を超える場合は、150/100を乗じて得た額	同じ	役職に応じ 4,000円～ 12,000円	千円 72	円 10,286
寒冷地手当	○扶養親族を有する世帯主である職員 130,000円 ○その他の世帯主である職員 72,500円 ○その他の職員 49,000円	同じ		千円 6,550	円 93,568

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	714,000 円 (714,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,800 円 / 528,000 円	
	副 町 長	612,000 円 (612,000 円)	677,700 円 / 481,000 円	
報 酬	議 長	260,000 円 (260,000 円)	400,000 円 / 203,000 円	
	副 議 長	220,000 円 (220,000 円)	314,000 円 / 130,000 円	
	議 員	190,000 円 (190,000 円)	290,000 円 / 109,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(令和7年度支給割合) 4.65 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和7年度支給割合) 4.65 月分		
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) 714千円×在職年数×512.6/100 612千円×在職年数×323.4/100	(1期の手当額) 1,464万円 792万円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと
	備 考			
寒 冷 地 手 当	町 長 副 町 長	(令和7年度支給割合) 一般職と同じ		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

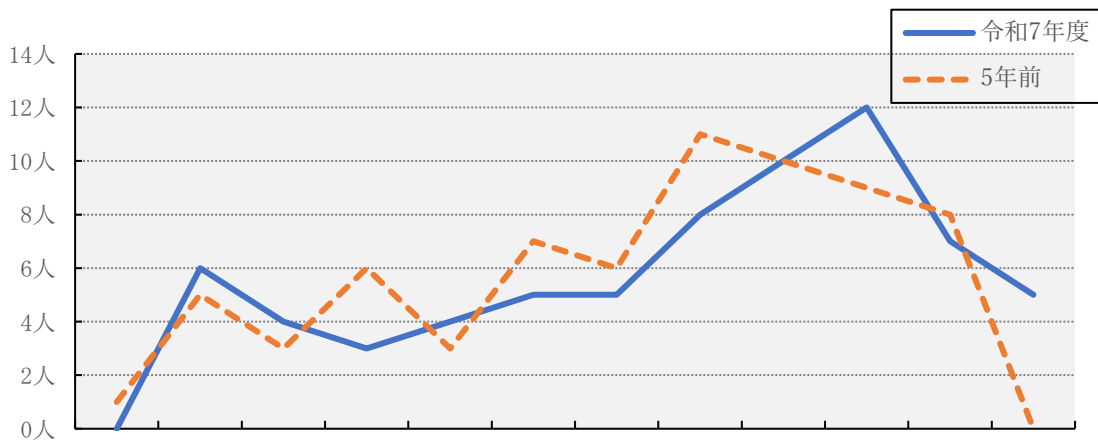
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	異動による減 異動による減 異動による増 異動による増
		総務	21	25	△1	
		税務	1	2	△4	
		民生	5	4	1	
衛生		4	4	0		
農林水産		6	6	0		
商工		4	3	1		
土 木	6	6	0			
	計	48	51	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 180.05 人 (前年度)人口1万人当たり職員数 207.64 人	
	教育部門	11	8	3	異動による増	
	小 計	59	59	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 221.31 人 (前年度)人口1万人当たり職員数 244.85 人	
等会計部門	公営企業	水道等特別会計	10	10	0	
		小 計	10	10	0	
合 計			69	69	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 258.81 人
			[85]	[85]	[]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	6	4	3	4	5	5	8	10	12	7	5	69

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	49	53	51	51	51	48	△5.9%
教育	11	11	10	9	8	11	10.0%
普通会計計	60	64	61	60	59	59	△3.3%
公営企業等会計計	9	9	9	8	10	10	0
総合計	69	73	70	68	69	69	△2.8%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。